

しょう かた はいりょ
障がいのある方への配慮と
じょうほうほしょう ししん
情報保障のための指針

はっかいどう ほけんふくし ふくしきよくじょう しやほけんふくしか
北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課

はじめに

道では、全国に先駆けて平成21年4月に「北海道障がい者条例」を制定し、障がいのある方々の権利擁護と暮らしやすい地域づくりに取り組んでまいりました。

その後、国では、平成28年4月に障害者差別解消法を施行し、行政機関等に対し「障害者から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去に合理的な配慮をしなければならない。」として、障がいのある方から求めがあつた際の合理的配慮の提供が義務づけられました。

こうした中、道では、「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例(意思疎通支援条例)」及び「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例(手話言語条例)」を平成30年4月に施行し、障がいのある方々の特性に応じて、様々な意思疎通手段があることや、手話が日本語とは異なる言語であることなどについて、道民の皆さんに広く知つてもらうこと、そして、障がいのある方々との意思疎通をスムーズに行うための支援を一層進めていくこととしています。

こうした取り組みを全道に広げ、障がいのある方もない方も共に暮らしやすい共生社会の実現を目指していくためには、道の各部局・各課・出先機関が率先して障がいのある方も障がいのない方と実質的に同等の情報が受け取れるよう努める「情報保障」に取り組んでいかなければなりません。

この指針は福祉部門はもとより、広く福祉以外の部門で働く道職員の皆さんのがんばりの仕事を進めていく中で、障がいのある方への情報保障について意識を持ち、行動していくための参考としていただくために作成しました。日々の業務の中で、是非お手に取って熟読いただければ幸いです。

また、市町村や民間事業者の方々も、有効に活用していただければと思います。

だい しょう
第 2 章

しょう とくせい ひつよう はいりよ きほん
障がいの特性と必要な配慮の基本

1	視覚障がい	8
2	聴覚障がい	11
3	盲ろう	14
4	音声機能障がい・言語機能障がい	17
5	肢体不自由	19
6	内部障がい	21
7	重症心身障がい	23
8	知的障がい	25
9	発達障がい	27
10	精神障がい	30

しかくしょう 視覚障がい

視覚障がいは、視力、視野など「見る」機能についての障がいです。障がいの程度や状態、生活上の不自由さは人によって様々です。

障がいの特性

全盲～まったく見えない

弱視（ロービジョン）～見えにくい方

文字の拡大や視覚補助具などを使用し、保有する視力を活用できる状態。視力が低い状態のほかに、見える範囲が狭い、光をまぶしく感じる、特定の色がわかりにくい、明るいところではよく見えるのに、夜や暗いところでは見えにくくなる状態も含みます。

意思疎通の手段とポイント

点字

指先で触れて読む文字で、6つの点の組み合わせによって文字が表現されています。

縦3個、横2個の6個の点が一つの単位（マス）で、凸状の点の有無の組み合わせで五十音や数字、アルファベット、記号を表すことはできますが、漢字の表現はありません。

点字は視覚障がいのある方にとて重要な意思疎通手段ではありますが、必ずしも視覚障がいのある方が皆、点字を読めるわけではありません。

拡大文字

弱視の方が読めるよう、大きなサイズの文字で印刷します。

拡大文字の最適な大きさは人によって異なります。

行間、書体、字の太さにも配慮が必要であるため、可能であればあらかじめ読みやすい大きさを確認しておくことが最適です。元の資料を拡大コピーしただけでは、見やすい資料にはなりません。

代筆・代読

各種資料や書籍などの視覚情報の代読、情報発信や意思伝達のために必要な代筆。

音声コードなど

文字情報をデジタル情報に変換した「音声コード」は、専用の読み上げ装置やスマートフォンの専用アプリケーションを使って読み取ると、収録内容を音声で読み上げさせることができます。

また、パソコンの音声読み上げソフトを用い、情報を入手することもできます。

配慮のポイント

会議やイベントでは

会議やイベントなどで配布する資料などは、参加する方の希望を確認し、点字版や拡大文字版を用意しましょう。

話しかけるときには

何か困っていたら、前方から「何かお手伝いが必要ですか」と声を掛けてください。もし、気付かないようでしたら、肩や上腕に手を軽く触れ、もう一度、声を掛けてください。また、声を掛ける際には名乗るようにしてください。

説明は具体的に

「あれ」「その」「こっち」などのあいまいな言葉ではわかりません。「右」「左」「前」「後ろ」「10歩ぐらい」「100メートルくらい」「北」など具体的に説明しましょう。「駅を背にして」など方向をはっきりさせると良いでしょう。

基本的には「相手から見てどうか」を基準に伝えます。左右について伝える際は、向いている方向によって左右逆になりますので、注意してください。

物や分かりやすいものに例える

食事や移動の際に、時計の文字盤に例えて説明すると分かりやすいです。例えば、本人の位置を針の中心にして、「2時の方向に入口がある」など説明します。同様に、簡単な漢字や文字に例える（コの字に並んでいるなど）ことも有効です。

手を添えて伝える

椅子やテーブル、スイッチの位置など、場合によっては手を添えて触ってもらいながら説明することも有効です。

街の中では

白杖や盲導犬を利用して単独で移動されている方もいます。そのため、点字ブロックの上に、自転車などを置かないようにしましょう。

また、歩きスマホは危険ですので、しないようにしましょう。

① 駅のホームでは

危険だと感じたら声を掛け、安全な位置まで誘導します。

また、声を掛ける際には「白杖の方、止まって！」など、視覚障がいのある方が自分のことだと分かるような具体的な呼びかけを行いましょう。

② 横断歩道では

音響式信号機のない交差点などでは、横断可能かどうか、渡るタイミングを伝えることで、視覚障がいのある方は安心して渡ることができます。

当事者からのメッセージ

視覚障がいがあるので、視覚的なイメージはないと決めつけないでください。見えないからこそ周囲に気を配り、おしゃれも楽しみます。
また、人によって見えにくさは様々です。どのようにしたら良いか本人の意向を確認していただければと思います。

相談・問合せ先

一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会

公益財団法人北海道盲導犬協会